平成２８年（フ）第４８４８号
大阪府門真市月出町７番13号　303号、前住所大阪府門真市月出町３番36―202号
債務者　髙畑　由美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０号
大阪府泉大津市式内町８番６―106号、前住所大阪府泉大津市清水町３番18―17号
債務者　福　　政輝
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５２１号
大阪府泉大津市助松町３丁目17番14号
債務者　是常　由紀
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
大阪府泉南市兎田811番地の16
債務者　庄山　和美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７４９号
札幌市西区琴似２条２丁目６番16号　二条マンションＢ―202号
債務者　菊地　幸枝
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６９号
札幌市中央区双子山４丁目３番33号　旭山病院
債務者　柳川真由美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７３号
札幌市東区北25条東13丁目３番17号　ベルハイムファイブ208号
債務者　櫻井　信義
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１３号
札幌市西区発寒７条７丁目６番25号　５号棟
債務者　今　　善孝
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２８号
札幌市西区西町北11丁目２番12―402号
債務者　林　　敬子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３７号
札幌市豊平区月寒東３条３丁目４番５号　エクセレント月寒202号
債務者　橋爪　千尋
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３８号
札幌市豊平区月寒東３条３丁目４番５号　エクセレント月寒202号
債務者　橋爪　　薫
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５３号
札幌市豊平区西岡４条７丁目１番20―506号
債務者　松田　郁夫
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５４号
札幌市豊平区西岡４条７丁目１番20―506号
債務者　松田　禎子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５６号
札幌市中央区南１条西18丁目１番地２　南１西18ビル1005号
債務者　川西　里美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６２号
札幌市白石区南郷通20丁目北３番17―602号
債務者　石橋　洋已
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６５号
札幌市東区北30条東９丁目３番28号　暑寒荘13号
債務者　伊藤　康司
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部